**第１回大阪府障がい者施策推進協議会**

**第５次大阪府障がい者計画策定検討部会**

日時：令和元年５月３０日（木）

１０：００～１２：００

場所：日赤会館３階３０２・３０３会議室

出席委員（五十音順、敬称略）

上田　一裕　　　　　一般財団法人　大阪府視覚障害者福祉協会　副会長

奥村　　勲　　　　　　公益社団法人　大阪府精神障害者家族会連合会　理事

片山　宣博　　　　　社会福祉法人　産経新聞厚生文化事業団　事務局長

黒田　隆之　　　　　桃山学院大学　社会学部　社会福祉学科　准教授　（部会長）

小尾　隆一　　　　　社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　常務理事

近藤　厚志　　　　　住道法律事務所　弁護士

塩見　洋介　　　　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会　事務局長

田垣　正晋　　　　　大阪府立大学　地域保健学域　教育福祉学類　教授

寺田　一男　　　　 一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　副会長

長尾　喜一郎　　　一般社団法人　大阪精神科病院協会　副会長

長宗　政男　　　　　公益社団法人　大阪聴力障害者協会　事務局長

成澤　佐知子　　　社会福祉法人　四天王寺福祉事業団　四天王寺悲田富田林苑　施設長

福田　啓子　 　一般社団法人　大阪自閉スペクトラム症協会　理事

古田　朋也　 　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　議長

前川　たかし　　　　一般社団法人　大阪府医師会　理事

松本　晃幸　 　大阪府中小企業家同友会　経営本部障害者部長

松本　信代　 　特定非営利法人　大阪難病連　理事長

○事務局

皆さんおはようございます。定刻より少し早いですが、委員の皆さまおそろいになられましたので、ただ今から、「第１回大阪府障がい者施策推進協議会　第５次大阪府障がい者計画策定検討部会」を開催します。

　委員の皆さま方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。私は、福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課でございます。本日の司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

　それでは、開会にあたりまして、奥村障がい福祉室長からごあいさつを申し上げます。

○事務局

おはようございます。障がい福祉室長の奥村でございます。第１回目の、「第５次大阪府障がい者計画策定検討部会」の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

　本日は、大変お忙しいところ本部会にご出席をいただき、本当にありがとうございます。

　また、平素は、大阪府の障がい福祉行政の推進に、多大なるご理解・ご協力をいただきましてお礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

　現在の第４次大阪府障がい者計画（後期計画）につきましては、平成２８年度に、計画の見直し検討部会、ここでご議論をいただき、平成２９年５月に、大阪府障がい者施策推進協議会で取りまとめていただいた意見具申、これを最大限に尊重し、２０２０年度までの後期計画として改定したものでございます。

　本部会では、令和という新しい時代における大阪府の障がい施策の道しるべとなる、「第５次大阪府障がい者計画」についてご議論いただくということでございます。

　委員の皆さま方におかれましては、今後の目指すべき社会を見据え、これを実現するための取り組みが着実に推進するよう、積極的にご議論くださいますようお願い申し上げます。

　本日は、第１回目の部会ということでございます。年度内に計６回程度の部会開催を予定してございます。そして、この部会でご議論いただきました内容を取りまとめ、今年度末には、「意見具申（案）」という形で推進協議会にご報告いただきたいと考えておりますので、委員の皆さま方におかれましては、大変ご負担をお掛けすることになりますが、何とぞよろしくお願いいたします。本日は、忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げて、私からのごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

　続きまして、本日ご出席の委員の皆さまをご紹介させていただきます。

　本部会は、（平成３１年）３月１９日に開催された、「第４６回大阪府障がい者施策推進協議会」において、会の設置についてのご承認をいただきました。

　また、当部会に属する委員の皆さまにつきましては、「大阪府障害者施策推進協議会条例」第４条第３項及び第６条第２項の規定により、推進協議会会長職務代理者からのご指名に基づきご就任いただいております。

　それでは紹介させていただきます。

　大阪府視覚障害者福祉協会　副会長の上田委員です。

　大阪府精神障害者家族会連合会　理事の奥村委員です。

　産経新聞厚生文化事業団　事務局長の片山委員です。

　大阪手をつなぐ育成会　常務理事の小尾委員です。

　住道法律事務所　弁護士の近藤委員です。

　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会　事務局長の塩見委員です。

　大阪府立大学　地域保健学域　教育福祉学類　教授の田垣委員です。

　大阪府身体障害者福祉協会　副会長の寺田委員です。

　大阪精神科病院協会　副会長の長尾委員です。

　大阪聴力障害者協会　事務局長の長宗委員です。

　四天王寺福祉事業団　四天王寺悲田富田林苑　施設長の成澤委員です。

　大阪自閉スペクトラム症協会　理事の福田委員です。

　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　議長の古田委員です。

　大阪府医師会　理事の前川委員です。

　大阪府中小企業家同友会　経営本部障害者部　部長の松本委員です。

　大阪難病連　理事長の松本委員です。

　桃山学院大学　社会学部　社会福祉学科　准教授の黒田委員です。

　なお、本日、大阪府社会福祉協議会の叶井委員、泉大津市の深澤委員、河南町の福田委員はご欠席です。

　現在の部会委員の総数は２０名であり、本日は過半数である１７名の委員にご出席いただいています。

　続きまして、事務局ですが、障がい福祉室をはじめ、関係課が出席していますので、よろしくお願いいたします。

　次にお配りしている資料の確認をさせていただきます。

　１枚目に、「当日の次第」、２枚目から、「委員名簿」、「配席図」を添付しています。

　その下に、右肩に「資料１」と書かれた要綱がＡ４一枚物で付いています。

　その次から、３枚綴りの右肩に「資料２－１」、「資料２－２」、３枚目が、Ａ４横書きの「資料２－３」というのが右上に付いた３枚綴りの資料が一つ、その次に、右肩に「資料３」と書かれた「地域を育む」というタイトルの付いた資料が３枚で、両面刷り、Ａ４縦に付いていると思います。

　最後に、右肩に「参考資料」と書いているニーズ調査の冊子が付いています。資料の過不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

　なお、大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本会議につきましても、この後の議題で、会議を公表することも含めて運営方法についてお諮りしたいと考えています。

　会議を公開とすることとなった場合には、配付資料とともに、委員の皆さまの発言内容を、そのまま議事録として大阪府のホームページで公開する予定にしています。

　ただし、委員名は記載しません。あらかじめご了解いただきますようお願いします。

　次に、この会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員の方々がおられます。障がい者への情報保障と、会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳もできるように、ゆっくりと、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。

　また、点字資料は、墨字資料とページが異なるので、本日の資料を引用したり、言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなど、ご配慮をお願いいたします。

　最後に、本部会の部会長につきましては、大阪府障害者施策推進協議会条例第４条第３項及び第６条第３項の規定に基づき、推進協議会会長職務代理者小野委員からのご指名に基づき、桃山学院大学准教授の黒田委員にお願いしたいと存じます。

　それでは、以降の議事進行については、黒田部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○黒田部会長

それでは、皆さまどうぞよろしくお願いいたします。では、早速議事を進めさせていただきます。

　はじめに、本日の議題について説明させていただきます。議題は三つありまして、一つ目の議題は、「第５次大阪府障がい者計画策定検討部会運営要領（案）について」でございます。

　二つ目の議題は、「第５次大阪府障がい者計画の策定の進め方・基本構成等について」です。

　そして、二つ目の議題について、委員の皆さまのご意見がまとまりましたら、最後に、新たな計画の中身である、「地域を育む」施策の推進について、皆さまからご意見をいただきまして、ご議論いただくことを予定しています。終了は、だいたい１２時頃を予定しておりますので、委員の皆さまには、議事の進行にご協力をお願いいたします。

　それでは、一つ目の議題に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

　障がい福祉企画課です。一つ目の議題についてご説明します。資料１をよろしくお願いいたします。

　こちらですが、今回の部会の開催に先立ち、この部会の運営方法等を決定したいというものです。具体的な内容については、委員の皆さまに事前にご説明していますので、ポイントのみご説明します。

　まず、第３条のところで、「会議の公開について」というところです。こちらは、先ほど司会から申し上げたとおり、本府では、会議の公開に関する指針を設けており、こちらの趣旨に基づき、原則として公開と、こちらの部会についても公開ということで進めさせていただければというものです。

　引き続いて、第４条になります。こちらは、部会の会議の招集については、部会長に招集していただき、部会長が議長となっていただくこと、部会委員が２分の１以上ご出席がなければ会議を開けないということ、会議の議事については、出席の委員の皆さまの過半数で決したいということです。

　最後に、第５条です。こちらは、部会長が必要があると認めていただくときには、本日のご参加いただいている部会委員以外の方も参画いただくことができるという規定を設けるということで、こちらを運営要領としてよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○黒田部会長

ありがとうございます。では、ただ今の説明に関しまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

　では、この案をとりまして、本案を、「第５次大阪府障がい者計画策定検討部会運営要領」として認めたいと思います。ありがとうございます。

　では、次に、「議題２．第５次大阪府障がい者計画の策定の進め方・基本構成等について」です。こちらも、まずは事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

　それでは、「資料２－１」をよろしくお願いいたします。

　こちらは、第５次大阪府障がい者計画の検討のスケジュールということで、この計画検討部会において、第５次大阪府障がい者計画の「意見具申（案）」を取りまとめていただくというスケジュールを組んでいます。

　こちらは、２カ月に１回、今年度は６回程度開催したいと考えており、各回では、第４次大阪府障がい者計画における第３章の施策の推進方向ごとに検討・議論を進めていただき、第６回目までに意見具申（案）をまとめていただくというスケジュールです。

　その間、こちらの部会の親会と申しますか、上位にある「大阪府障がい者施策推進協議会」において、最終３月に意見具申という形で策定を進めていただきたいと考えているものです。

　引き続き、「構成（案）」についてご説明します。「資料２－２」をお願いいたします。こちらも、委員の皆さま方には事前にご説明しておりますので、ポイントのみの割愛ということでよろしくお願いいたします。

　「基本構成（案）」については、第４次大阪府障がい者計画（後期計画）を大筋で継承、踏襲するということで進めたいと思っています。

　加えまして、今回検討いただく第５次大阪府障がい者計画の計画期間については、６年というスパンで、令和３年（２０２１年）から令和８年（２０２６年）という６年間で進めたいと考えています。こちらとしましては、障がい者計画と一体的に策定している、「大阪府障がい福祉計画」・「大阪府障がい児福祉計画」が３年であること、および、国の障害者計画等が５年であるということを鑑み、６年間ということでお願いしたいと考えています。

　最後に、ニーズ調査につきましては、前回、こちらは、第４次大阪府障がい者計画（後期計画）を策定する際に実施している、平成２８年度の調査というのを最大限活用するということで進めていきたいと考えています。以上です。

○黒田部会長

ありがとうございます。では、ただ今の説明に関しまして、ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。説明のほうでは、この部会と親会の推進協（大阪府障がい者施策推進協議会）のスケジュールに関して説明がありまして、その後は、計画の構成案であるとか、計画の期間が６年間でいいかどうかというあたりのところが説明があったと思います。

　あとは、ニーズ調査に関しても、平成２８年度に採りましたニーズ調査を今回も活用して、必要に応じて追加項目があれば、この部会で更に調査するかどうかということを検討していってはどうかということだったと思います。

　どこの部分でも構いませんので、何かご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。特に計画の期間につきましては、障がい福祉計画や障がい児福祉計画もありまして、それが３年という計画期間になっていまして、終わりの部分というか、時期をちょうど重ねていったほうが、毎年、毎年、いろいろな計画をつくるというよりは、同時期に進めていったほうが効率的であるし、効果的であろうという判断かと思います。よろしいですか。

　では、今、進め方だけ説明されましたか。

○事務局

はい。進め方について事務局からご説明しました。計画の期間の資料、参考資料２の－３を付けていますが、これを含めまして計画の期間は６年間ということで、大枠を本日ご承認いただけましたら、具体的な節ということで、本日、先ほど部会長がおっしゃっていただきました、「地域を育む」施策ということで、１回目・２回目ということで進めていただき、以下、生活場面ごとにご議論いたたくということで、６回目までの意見具申（案）をまとめていただくという部会の運営方法をご承認いただければと思います。

○黒田部会長

ありがとうございます。私が先走って説明してしまったところもありますが、ご意見がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

　では、今、事務局から説明いただきました内容で進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

　そうしたら、次の議題３に行っていいですか。はい。ありがとうございます。

　では、続きまして、「議題３」に移りたいと思います。先ほどご承認いただいた計画の構成の中にあります、「地域を育む」施策の推進ということに関しまして、第４次大阪府障がい者計画（後期計画）において、今後の課題等を踏まえ、「地域を育む施策」をどう推進していくべきか課題認識を整理してきました。その具体的な議論を進めていただくこととしたいと思います。

　今から皆さま方に、ご自由にご意見・ご発言をいただけたらと思いますが、まずは、お一人ずつ順番に、せっかくですのでご意見をいただきたいと思っております。事前にお願いしていたかと思いますので、お一人当り５分程度の時間でご意見をいただけたらと思います。

　では、委員から順番に時計回りでお話しをいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

よろしくお願いいたします。地域で生活するための必要なものは、まず住むところであり、人的資源であると考えております。

　住むところは、宅建協会等との関連において、進捗を進めている、あるいは情報提供しているということはあるのですが、障がいがあるということで、それが理由で家を借りることができないという現状があります。

　また、視覚障がい者は火を扱うことが困難であり、それが原因で火災になるのではないか、火を使うことが原因であるということで入居を拒否されるという事例がまだまだございます。

　しかしながら、火を使うことで、障がい者が住むことによって火災が多くなっているというはっきりとしたアンケートは採られていないようで、漠然とした根拠で、それを理由で住むところが選べないという現状がまだあるのかなと考えています。

　次に人的な面でございます。ケアマネージャーさんにおいて、サービス等利用計画がつくられることもできるということになっておりますが、しかしながら、残念なことに、一部におきまして、この５年ごとの検証のなかで、福祉サービスについて十分に講義はされていない。私が散見したところでは、一番ひどいところで、パンフレットを配るだけとか、ということであれば、地域生活支援事業の推進であるとか、個別給付、また同行援護等のサービスが提供されないという事態も起こっております。なものですから、その部分を配慮しないといけないということ。

　次に、担い手であります。昔で言うホームヘルパー２級、介護職員の初任者研修に相当する方です。以前は、大阪府の関係団体のほうで助成がありました。しかしながら、現在その助成は止まっております。

　また、移動支援という部分におきまして、ガイドヘルパーさんの研修につきまして、大阪府下において、一部の市町村ではこの研修を受けるための助成金が出ております。

　現在、大阪府だけではなく、全国的に景気のいい状態であるとともに、最低賃金が上がっていることから、この担い手が減ってきている。

　また、団塊の世代の方々が、７５歳を超えることによって、今後、余計に担い手が減ってくるということを考えますと、この敷居を下げるという意味からも、介護職員初任者研修、あるいはガイドヘルパーさんが研修を受けるための助成制度をぜひともつくっていただきたいと考えております。

　あと、これは、本日出てくることではございますが、特に最近のニュースを見ておりますと、ホームから人が落ちて亡くなるという事件がまだまだ起こっております。大阪府のありがたいことは、国と違って、１日の利用者が５，０００人でも十分にこの制度を発揮して助成をしようというスタンスがありますので、これは引き続き踏襲をしていただきたいということです。

　それと、先日起きました道路で待っている子どもたちに対して車が突っ込むであるとか、あるいは刃物で刺すという事象があります。具体的に防ぐ部分につきましては、人的な部分、あるいはハードの部分を考えていく必要があると思いますが、地域で安心して生活するためには、そのようなハードやソフトのことも検討する必要があるのではなかろうかと考えております。以上です。よろしくお願いいたします。

○黒田部会長

ありがとうございました。続きまして、お願いいたします。

○委員

　私どもは、長年、精神障がい者の２級・３級の医療費の助成を大阪府に訴えてきております。１級の方は、それなりの助成は受けておられるのですが、１級の方は約１１％ぐらいで、２級以下のほうが多いのです。これの助成をぜひということで、毎年これをテーマにして、大阪府との意見交換とかをやっているのですが、なかなか難しく前には進みません。これを、今後のまだまだテーマとして取り上げていきたいと思います。

　また、先ほども多少話がありましたが、やはり精神障がい者の居場所です。その方々の居場所は、まず確保することが大事ではないかと。

　そして、担い手です。今、少子高齢化の社会に入っていますので、担い手がだんだん減ってきていまして、いわゆる福祉サービスの事業の事業所に携わる人がどんどん減ってきていますので、そういう担い手を育成していくことも大変重要なことかと思っております。以上です。

○黒田部会長

ありがとうございました。では、続いてお願いいたします。

○委員

よろしくお願いします。私どもはマスコミ、在阪の新聞社の事業団であるのですが、私どもも、災害等が起こったときの寄付の受付をさせていただいて、お預かりしたご寄付を現地にお届けさせていただいたりという活動をしています。

　一方で、北摂地域を中心とした生活保護施設や、障がい施設、入所、通所、グループホーム等々の運営をさせていただいている法人でございます。

　それで、ミクロといいますか、地域でいいますと、社会福祉法人といいますか、福祉施設が地域にとってインフラであると考えております。そういったところから、「施設と地域の渚化」と言うのですか、施設と地域の「と」の部分が本当に入り乱れていくような地域づくり、まちづくりに、施設が核となってしていけるような活動を１５年前から行っております。

　施設が地域に出向いていく、地域を施設に持ってくる活動を軸に、保育園から大学を含めて、施設利用されている当事者が講師となって、福祉教育であったり、ボランティア学習の授業をやったり、そういったものを通して、地域の住民の方、学生さんを中心に障がいのある人の生活を理解して進めていけたり、あと、特性なども理解をしていけるような活動をしています。

　また、もう一つは、先ほどもありましたが、この仕事の魅力なども発信していけるような形を、更に進めていけたらと思っております。

　もう一つ、大学などがよくオープンキャンパスというようなことをやられているかと思うのですが、施設に来てもらう。どうしてもやはりなかなか「箱」、誰が使っているか、何をしているかわからないというふうにならないように、今、本当になかなか昨今の状況でいうと、地域開放というのが非常に難しい面はあるのですが、一方で、やはり地域開放という形で、オープン施設というような形で、まだなかなか毎日というふうにはなっていないのですが、毎月１日、どなたが来ていただいてもいいような形にしながら、本当に居場所になるようなことを考えております。

　今でいいますと、そういう社会福祉法人が社会貢献であったり、地域貢献という話の流れで当たり前ではないかという話はあるのですが、本当に福祉施設がインフラとなって、また、一方で、本当にマクロな夢みたいな話なのですが、ちょうど６年経つときには、大阪万博の年、２０２５年でしたか、というところでいいますと、産官学といった、例えば、私どもだけではなくて、各新聞社であったり、テレビ局を巻き込みながら、企業を入れながら、来年度のオリンピックのような形で、オリンピック・パラリンピックというような表現が、本当に障がい者のスポーツが推進されたのと同じような形で、何かそういった形で、地域を育む大阪モデルのようなことが、産官学連携していけるような、夢みたいな話かもしれないですが、進めていけるようなことができたらなと考えております。ありがとうございました。

○黒田部会長

ありがとうございます。続けてお願いいたします。

○委員

振り返りますと、これは第５次なのですが、それこそ第１次からずっといろいろな立場で関わってきたなと思います。とりわけ、第４次、この前の計画のときに、大きく枠組みが変わりました。「生活場面ごと」ということで、六つの生活場面で計画を体系づけるという手法を取って、ある意味、とても障がい者にとってはわかりやすい場面になったかと思いますが、わかりやすくなる反面、いくつかのことが抜け落ちているということを再三指摘をさせていただきました。

　それで、今回、それを横断的にカバーするために、「地域を育む」という大きな枠組みをつくっていただいたことには、ある意味よかったなという気はします。

　ただ、そのときに視点として、例えば、施策間の連携、福祉と教育とか、あるいは雇用との関係ですとか、医療ですとか、介護ですとか、そういった連携のところが、ここでどう表されるかということが一つあると思います。

　それから、人材の確保がやはり弱いですね。人材の確保、要は、人材の育成は入っているのですが、これも前回の計画の後期のときに言わせていただいたのが、「確保が問題なんですよ」と、人が来ないということで。

　更に育成のところも、要は、そういう支援員ですとか、サービス管理責任者ですとか、相談支援専門員という分野だけではなくて、福祉全体を支えるいろいろな人材があるわけであり、例えば、福祉事務員、グループホームの世話人、あるいは事業経営者、こういった人たちの人材育成も当然視野に入れないといけないと思います。

　更に社会が非常に動いております。社会で活用されている普通の技術を、積極的に障がいサービスの分野にも入れてこないといけないと思います。政府では、ソサエティ５．０とか、そんなことも議論されており、具体的には、人工知能、ＡＩですとか、ロボット技術、そういった普通に生活のなかに入ってくるものを、積極的に障がい福祉サービスのほうに入れていかないといけないと思っています。

　そうしますと、横断的視点で出していただいています、「地域を育む」だけで大丈夫かなという気がします。私は、あと二ついると思っています。地域を育むだけではなくて、技術を活かすという視点で、ＡＩとか、ロボット技術ですとか、あるいはＩＣＴ、ＩＯＴといったものを、社会が一般に活用するものを、もっと積極的に障がいサービスの分野に入れるべきだと思います。

　例えば、眼鏡で、向けますと、それを読み上げてくれる眼鏡、あるいは自動運転技術で、それを車いすに取り付けたり、あるいは白杖に取り付けたりということで、随分と活動の範囲が変わってくると思います。そういった最新の技術を活かすという視点をぜひ入れていただきたいと思います。

　もう一つは、支援を行き届かせるといいますか、谷間のところに対する支援が大事だと書いていただいて、それこそ重度重複の問題ですとか、少し前から話題になっている刑余者の問題、刑務所を出たり入ったりしている人たちの支援の問題、あるいはホームレスのなかにかなり障がい者の方も含まれている、そういったところへの支援というものは広がっておりますが、やはりまだそこに引きこもりの問題であったり、あるいは貧困、孤立、虐待、こういったところに、なかなか声が出せない、支援が必要なのに声が出せないという人たちがたくさんおられて、そういう人たちが、障がいサービスを待っておられるという姿だと思いますので、その支援を行き届かせるための何かそういう仕掛けを、この計画のなかに私は入れるべきだと思います。

　それで、この六つの生活場面は非常に大事で、それぞれわかりやすいのですが、横断的な視点として、「地域を育む」だけではなくて、「技術を活かす」とか、「支援を行き届かせる」という柱立てを、私はぜひお願いしたいと思っています。

　既にある制度は議論されて、数値目標が立てられて、充実していくと思うのですが、やはりそれだけでは不十分だと思っていまして、まだまだ潜在化している、見えないところに対して見える化をしていって、この計画のなかに盛り込んでいくということが非常に大事ではないかなと思っています。

　それで、前回の計画策定のときに、ＰＤＣＡサイクルということが盛んに言われました。ＰＤＣＡサイクル、プラン、ドゥ、チェック、アクション、これを回していきますよと、ところが、実態は、残念ながらこれがうまく回転していないと思います。その足かせになっているのが、実態把握の時間がかかりすぎる。特に精神障がい者の統計のところなどは、集計してから１年半も数字が出てくるまでにかかっていて、全体のそのチェックのところの足を引っ張ってしまう。

　そういう意味でいいますと、ＰＤＣＡサイクルを当然今回の計画でも入れていくとしたら、統計の把握をスピーディに、実態把握をもっと速やかにするような仕組みも入れていかないと、と思っています。

　さらに具体的な施策は、多分、予算化されるのです。予算化されますが、この間の障がいの予算のまとめ方を見ますと、福祉と医療ぐらいしかまとまっていない。毎年、毎年、当初予算の資料をいただきますが、福祉と医療ぐらいしかまとまって送られてこない。当然、そこには労働の施策もありますし、教育もありますし、まちづくりもあると思います。そういう全体をきちんとアジェンタとしてとらえて、計画の具体性というものをぜひ担保していただきたいなと思っています。以上です。

○黒田部会長

ありがとうございました。では、お願いいたします。

○委員

「地域を育む」という点で、弁護士として経験した件につきまして、地域の社会福祉協議会の顧問弁護士をしているときに、ある精神障がい者の方の相談を、相談員の方から受けました。

　その方は、躁と鬱が繰り返しあるということで、躁のときにかなり派手にお金を使ってしまって借金を重ねておられたという状況、そういうなかで、入退院というか、精神科病院に入院されている期間も非常に長くて、その間、当然返済が滞っていました。

　それで、私のところに相談に来られたときには、そういった累積した債務をどうしようかというご相談でありました。

　そのときにすごく尊敬の念を抱きましたのは、その方がやり直そうという前向きな心と、それを支える社会福祉協議会の職員の方が、日常生活自立支援事業できちんとお金のことも管理いただいて、また、法律事務所で債務整理等をさせていただくにあたって、非常にお力添えをいただいたということで、しっかりと債務整理ができましたので、その後、きっと地域で頑張っていただいているのだなと思っております。

　このように弁護士が地域で必要になる場面というのは、分野的には限定されるのかなとは思うのですが、例えば、パソコンの操作で非常に困ったというような場合に、パソコンに強い事業者を呼ぶかのように、やはり地域において人道的な問題で困ったときには、弁護士を呼んでもらえるという、地域でもっと弁護士が人道的な面で助力できるというようなところを、大阪弁護士会としても模索してやっていきたいと思っておりますので、皆さんといろいろ意見交換させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。以上です。

○黒田部会長

ありがとうございます。では、お願いいたします。

○委員

よろしくお願いします。私のほうは、個別の話はまた別の機会にさせていただきたいと思うのですが、「地域を育む」という大きなテーマに寄り添ったときに、私がすごく大事だと思うのは、地域というのは、受け取る人、それぞれによっていろいろなイメージが、それぞれ違った形で湧いてくる言葉になりますので、「地域」といったものをどういうように位置付け、過去から見たときに、地域というのはどういうように変化し、今の地域の姿はどうなのかということは、一定この場でも、「こういうものだ」という共通認識を図ったうえで、では、その地域をどのように育んでいくのかという議論が大事かなとは思っています。

　では、この地域がどういうように変化してきているのかということなのですが、私自身は大きく二つのことを感じています。

　一つは、地域というものをとらまえたときに、ほぼほぼこの二十数年間の変化のなかで、あらゆるものが商品として売り買いをされ、その結果、元々公共的に提供されてきた諸サービスなどが縮小していっていると、そういう姿があるのではないか。２０年前から介護保険がスタートして、福祉においても、商品としての売り買いの世界のなかに置かれるようになってきた。その結果、それを利用する人たちは、消費者としての目線というものが、すごく広がってきているのではないかと思うのです。

　それで、商品化というのは、一方では、個々のニーズを個別化していって、それに沿ったサービスを提供するという構造のなかで展開されるわけですから、個人の尊重とか、個々の違いとか、そういったものに関わる理解は一定広がっていると思うのです。ＬＧＢＴの問題であるとか、そういう個々人の違いということへの承認ということは広がってきていますが、そういう人たちが、やはりバラバラに孤立した形でいるというようなイメージが、地域というものをとらまえたときに、あるのかなと私は思っているのです。これが一点です。

　もう一つは、地域の担い手として、これまでボランティア的にさまざま活動されてきた高齢者の方とか、あるいは女性の方とか、全体に貧困化が進む結果だと思うのですが、働く女性、働く高齢者が、随分地域のなかでも増えてきていて、では、地域活動の担い手というものをイメージしたときに、誰が担うのか、担い手がいないがために、どうするのかという自治会とかも結構あるわけなのです。そういう貧困化が一方で進んでいるということ、そういったことも一つ見ておかないといけないと思います。

　逆に、そういう貧困化の進行があるが故に、ノーマライゼーションというのは、いわば、通常の暮らしに障がい者も排除しないというイメージなのですが、ノーマルな暮らしの姿ということもやはり奪われてきていて、何か福祉を利用されている方が、特権を得たような形で見られるというようなことも、一方で、そういう貧困化やノーマルな暮らし像が地域において崩れてきているという、その現れかなと思っているのです。ですので、「地域を育む」と言った場合は、人々の地域での意識に着目して、そこを啓発とか、あるいは協働し合いましょうとかというようなことで進めていくという以上に、やはり暮らしの実態を具体的に改善していくということが大事だと思います。

　それは、商品の世界にあふれた地域のなかに、「公共」というものの価値をどういうふうに据えていくのかということとも無関係ではないと思っているのです。だから、作っていくということを地域任せにしない、そういう視点を計画のなかで、しっかり持ち込んでいかないといけないのかなと思っています。以上です。

○黒田部会長

ありがとうございます。では、お願いいたします。

○委員

　一つ目は、障がい者施策の計画なのですが、それだけで完結はしないということです。つまり視野を広くという、すごく偉そうな言い方で恐縮なのですが、例えば、今、委員がおっしゃったように、コミュニケーションとかということを考えた場合、障がい者の方だけの問題ではなくて、例えば、その地域に住んでおられる外国人の方、単に言語ができない、マナー、習慣が違うとか、いろいろな習慣が違うと思うのです。

　実は、これというのは、大阪府は、特に今後本気で考えないと、今、法律が変わりまして、これからどんどん外国の方が増えてきます。これは、別に労働者ということだけではなくて、観光客の方も増えてきます。そうした場合に、障がい者は障がい者のことだけで多様性と言うのではあまり戦略的にはよくないと思います。例えば、バリアフリーとか、座席を譲るとかということであれば、障がい者に限らず、ご高齢の方とか、ベビーカーを押しているお母さんやお父さん、そういった裾野を広げる作戦というのをしていったほうがいいと思うのです。僕は、市のほうのお手伝いを２０年ぐらいしていまして、そういうやり方をして、例えば、外国人のエスニック料理を一緒につくってみんなでやってみようということもしているのです。

　ただ、そういう裾野を広げるというやり方と、多分それをしていくと、それで得られるものと、一方で、障がい者ならではの大変さといいますか、障がい者ならではのニーズというものが、下手をすると見過ごされてしまうというか、ないがしろになってしまうという危険性もありますので、それはそれで、また随時見ていかないといけないというのはあると思います。裾野を広げつつも、障がい者のテリトリーというものをしっかりと見ていくということが一つです。

　それから、二つ目に、先ほど施策評価についてのご意見があったのですが、多分これは、行政の方はご答弁はしにくいと思いますが、そもそもいわゆるＰＤＣＡサイクルというものが、障がい者施策に合うものと、合わないものとがあるのです。ちょっと社会調査系の研究している身から言わせていただくと、数量化できるというものと、できないものというのは、世の中にあるのは当然です。なので、評価をするというときに、何か今のトレンドで、こうやって評価を、ＰＤＣＡサイクルで回していくということを言うのではなくて、もう少しどこをチェックして、いわば、チェックできなくても、例えば、定性的な評価に止めるのかということをしっかりと議論しておかないといけないです。

　それをしなかったら、結局、事務局の方も事務作業が増える、法人の方は、毎年、毎年、２穴ファイルが３冊ぐらいできてしまうような、そういう事務作業に追われてしまって、結果的には利用者へのサービスが支障を来しかねないということもあると思います。そういうことも、今回の計画で考えれば、少なくとも議論はできればいいのかなということは思っています。以上です。ありがとうございます。

○黒田部会長

ありがとうございます。では、お願いいたします。

○委員

初めて皆さんの意見を聞かせていただいていて、素晴らしいご意見ばかりだなと思っておりますが、私自身が少し気づいたことだけお話させていただきたいと思います。

　最近、高齢者の運転の事故、メディアなどでは、「免許証を返せ」とか、「取り上げたらどう」みたいな言い方をされておりますが、障がい者で免許証を持っている方がたくさんおられるのです。それで、若い方ではなくて、高齢者の運転免許証所持者が非常に多いのです。

　私は、大阪府の自動車協会の代表もさせていただいていましたが、運転されて来られるメンバーの方はほとんど高齢者です。この方たちが、やはり日頃の足として利用していて、障がい者で高齢者であっても、事故を起こしている確率は非常に低いのですが、そういうことは世間では認めていただけない。

　実際、統計的に事故の比率、この前もやっていましたが、若い方とお年寄りと似たようなものではないかというふうに出ていましたが、そのなかで障がい者がどれだけ事故をやったのかというと、データとしては出てこないのです。

　それで、私も、今から十数年前に、国のほうで少し予算をいただいてそういうのを調べました。全国に自動車協会がありますので、そこを通じていろいろ意見をだしていただいたのですが、障がい者でほとんど事故率がないのです。上がってこないというか、本当に数パーセントぐらいしかなかったのです。そういう方たちの免許証を取り上げるということの意義と、その方たちが免許証を返納したときに、移動の手段としてどうなるのかということを非常に懸念しているのです。

　というのは、障がいというのは非常に幅が広いのです。いろいろな障がいがあるのです。個性が強いというか、いろいろな個性を持った障がい者がおりますので、この方たちを、一つにまとめて障がい者という枠にはめるのは、ちょっと無理があるかなと思っております。

同じうちのなかの身体障がい者のなかでも、上肢の方、下肢の方、体幹の方、いろいろいるわけです。上肢の方、手が悪いとかという方などでしたら、歩くのに何ら不自由がないので、少々の駅まで歩いて行けます。しかし、下肢障がいの方は、３級・４級の方は軽いというふうに思われがちですが、実際何キロも、何百メートルも歩くのが非常に困難なのです。この方たちの移動といった手段をどうすればいいのかということの問題です。

　そして、タクシーの割引とか、重度障がい者の介護タクシーというのですか、これなどもやっていただいているのですが、あくまでも重度障がい者、だから、１級とか２級という方たちだけが対象になっています。それで、不便するのは３級・４級なのです。そういう方がたくさんいること。

　もう一つ気になるのは、国、大阪府、市町村において、いろいろな箱物をつくるときに、障がい者団体の代表を呼んでいただくのですが、呼んでいただいたときには、ほとんど出来上がっていて、変更の余地のないような状態、「ここは新たにこうしましたよ」みたいな感じで参加させていただきます。「ここを何とかしてよ」「この障がい者にはここは無理です」「この障がい者はこれは無理です」というふうに意見を言っても、守っていただけないというか、「できません、予算がないです」というようなことで片付けられます。せめて下地を滑らないようなものに張り替えましょうとか、目の見えない方にはタイルを張るのをもう少し配慮しましょうとかということぐらいしかやっていただけません。エレベーターをつくるにしても、「スペースがないので無理です」みたいなことを言われる。

　これは、国のほうに僕は参加したことがないのでわかりませんが、駅を造るときとか、市で建物を造るときとか、大阪府でも最近ありましたが、身体障がい者が利用する建物に駐車場がない、二つ三つしかない。そんなところで、どうして身体障がい者が集まれるのだというふうなことも言わせていただきましたが、こういうふうな、本当に不便なものがまだ沢山ございます。これは、大阪府に限ったことではないのだろうと思いますが、気になる点です。

　そして、重度障がい児の方たちのデイサービスとかショートステイとかというのが非常に少ない。重度障がい児の親御さんは、例えば、結婚式とか、お葬式とか、ちょっと皆さんと遊びに行きたいなと思っても、子どもさんを預かってもらえるところがない。医療的ケアをしないといけないというような施設というのはほとんどないのです。あっても、看護師さんが少ないから受け入れできませんとかという施設が非常に多いです。私が気づいた点で。やはりこういうのをもう少し広い視野を考えてつくっていただきたいと。常時使用するというわけではないのですが、やはり二日、三日見てほしいという人もあれば、今日はちょっと昼からどうしても出かけないといけないので子どもを見てほしいと、だけど、医療的ケアができないからうちは駄目ですと断られるケースが非常に多いのです。やはりこういうことのないような、本当に誰もが住みやすいというのであれば、そういう人たちも住みやすいようにしていただきたいと思うのです。

　昭和２４年ですか、身体障害者福祉法ができて７０年です。その間、いろいろな法律を作ってもらって、法律だけ見ていると、本当に素晴らしい国になったなと思うのですが、守られていないのが現状です。法定雇用率を守らないような国があったり、そういうふうなことを、やはり皆さんで目を光らせて見ていっていただけたらなと思います。障がい者は、いろいろな方が障がい者でいるということを知っていただきたいなと思っております。以上です。

○黒田部会長

ありがとうございます。では、続いてお願いいたします。

○委員

精神科病院という立場と、精神障がい者というところで少しお話をしたいと思います。

　そもそも精神科病院というのは、平成１５年には３２．９万人ぐらいの入院患者さんがおられましたが、現在、平成２９年ですが、２８万人まで減ってまいりました。なかでも５年以上、要は、高齢者のことが多いと思うのですが、１３．７万人が９．４万人と、４万人以上の方々が退院している現状があります。

　なかでも、大阪府というのは、２００３年ぐらいから、国庫補助事業で、退院促進事業とか、名前が少し代わったりしますが、地域移行といって、退院を促進する活動を早くから取り組んできたのが大阪府でもあります。

　２００６年からは、この事業が全国でなされるようになりまして、大阪府では、ちょうどその当時の１万９，８００床が、今、１万８，９００床と９００床も減っています。また、９００床へっているのですが、ベッドの利用率といいまして８８％と非常に低下してきている現状があります。このことは、退院促進事業・地域移行ということで、非常に患者さんが退院して地域で活動されて、退院しているという現状があろうかと思いますが、やはり在宅サービスがまだまだ不十分とか、住むところがないとか、そういった方々が多いというのは、我々も現状としても感じています。

　また、デイケアといって、医療のなかで精神科デイケアというサービスもあるのですが、就労事業とか、就労継続支援Ａ型・Ｂ型とか、さまざまな利用する場所が広がったせいですか、そのデイケアの利用も非常に減ってきている現状があります。

　それから、そもそも精神障がい者の方々は、やはり地域で住むには、あらぬ偏見、病気への理解の不足からくる偏見等の大きな問題があろうと思います。もちろんこれは他の障がいにも感じますが、この病気への無理解からくる偏見みたいなものを、ぜひともこの「地域を育む」というところで理解をしていただければ、患者さんにとっては非常にいい生活ができるのではないかなとも思います。

　また、我々は精神科病院を運営していますが、精神科病院とはどんなものかを知っていただきたいのと、できたら病棟のなかも見ていただけるような機会を我々もつくっておりますので、地域の精神科病院の実状を知ってもらうという意味で、見ていただけたらなということを日々感じています。

　また、精神科病院というのは、先ほども言いましたように、今でも２８万人の病床がありますが、皆さんご存じのように、大阪府でも、大阪府がやっているもの、公的な病院がやっているというのは大阪府精神医療センターのみでございますし、ほとんどの精神科病院は民間が８割ぐらいを占めています。このような国にあって、政策的に民間に任せてきたという現状がありますので、そういったこともご理解していただけたらなと思います。以上であります。

○黒田部会長

ありがとうございます。続けてお願いいたします。

○委員

当事者の立場から思うことをお話させていただきます。まず、聴覚障がい者が、地域で暮らすなかで、手話も知らない聞こえない人と関わるときに、それの一番の壁になるのが情報・コミュニケーションの保障というところです。全ての生活場面に発生するという課題になっています。

　今、働き手の不足という中で、場所によって、駅、駐車場に人を置かないというところが増えてきています。トラブルが起こったときに、インターフォンに沿って声のみでの対応になる。その場合に、聞こえない人はそういったことも利用できません。

　また、トラブルでなくても、障がい者割引の確認のときに、カメラをモニターに映すとか、そういったところが増えてきていますが、それも音声で対応するという形、説明があります。そこが結局通じなくて、時間がかかってしまうとか、あきらめてしまうということになっています。そういった問題は、機械を設計するときから、聞こえる人ありきの進め方になってしまっているというところが、良くない例になっているというところです。その設計の段階で、聞こえない人の意見を取り入れていないというところはあると思います。一番いいのは、手話で会話ができる人が増えるということです。

　地域というのは、聞こえる人というのは、自分の生活をするという行動の範囲です。それが地域だと思うのです。聞こえない人にとっては、聞こえない人が集まる場所、手話で会話ができる、手話コミュニティであるということ、それが自分の地域となります。自分の家から、わざわざ時間をかけてそういった場所に行かなければならない、会話をする場所に行かなければならない、そういう意味で、手話を言語として普及していくことが大切だと思います。

　４月の段階で、大阪府下で１５箇所手話言語条例を制定している自治体があります。その条例の制定によって、例えば、役所の職員で手話ができる人材を募集するとか、あいさつのような簡単な手話を学習する、障がい者の悩みとか、苦労を啓発するというような事業、また、行政として、どういった施策をとればいいのかというところがあります。それをはっきりしないという自治体もあります。大阪府の言語条例のなかでは、全国の中で例のない先進的な施策をとっております。全国の手話言語条例のモデルになるような、そういったところを発展させていくようなのがあります。

　学びの場面でも、難聴環境を持つ、そういったことによって、児童や生徒のなかで、自由に手話で会話ができる環境はとても大切だと考えています。また、子どもを指導する先生方が、手話で学習をするようになるということ、何よりも生徒と同じ聴覚障がいを持つ先生方が、ロールモデルとなって、役割を持って生き生きと教えていく、そういったことが、耳の聞こえない子どもたちの将来のためのアイデンティティの確立のために、とても重要なことになると思います。

　地域の聞こえる学校、大学では、ノートテイクであるとか、そういった情報保障を行っているというところもあります。筆談、要約筆記、リアルタイムのコミュニケーションには向かないということです。大学では、そういった多くは、学生ボランティアに頼ってしまっているというところがあります。

　けれども、意思疎通支援のそういった事業をどう使うのか、そういった技術を学んでいる学生は少ないです。そういった人材を確保することを通して、学生の独自で学習することではなく、きちんとそういった支援の学習ができるような体制をつくることが大切だと思います。

　それは、障がい者の支援者養成についても同じような、ほかの障がいの支援者にも同じようなことが言えると思います。ろうあ者の働く場面というときに、資格を取りたいというときに、その資格を取るための研修に長く通うときの情報、介護、福祉、耳の聞こえないことに立って、聞こえる人のためのそういった場はあるのですが、そういった対象者が人権を守れない、言いたいことが伝えられない、そういったままになってしまうということです。そうならないように、手話ができる聞こえる職員が対応する場面もありますが、一番望ましいのは、同じろうあ者で、介護や福祉、そういった資格を持っている人材が必要になるということです。

　ただ、そのために必要なことというのは、聞こえない人に配慮して、そういったことが受けられるような体制、今、国は人材不足で、外国人の力を借りるというような施策が出ていますが、合理的な配慮として、社会モデル、障壁がなくなれば、もっと障がい者自身が活躍できる人材確保ができると思います。資格取得を推進する事業を考えていくべきだと思っています。

　先日、２８日までに、東京オリンピック・パラリンピックのチケットの抽選予約を行っていました。ただ、あれは、最後に本人認証があります。電話番号が出てきて、その番号に掛ける必要があります。聞こえない人は電話ができません。その補う方法として、電話リレーサービスというものがありますが、そのサービスはＩＰ電話では対応できないということです。

　この第５次大阪府障がい者計画の期間は、大阪万博の時期も含まれてくると思います。聞こえる人だけの視点でつくるのではなく、ユニバーサルデザインに十分に配慮を望みたいと思います。

○黒田部会長

ありがとうございます。では、続けてお願いいたします。

○委員

よろしくお願いいたします。この「地域を育む」という視点でとらえる場合に、「地域」という定義づけが薄いものですから、本当にお住まいの町という、そういう区、町という部分もあるでしょうし、もう少し広げた市町村というラインもあるでしょうし、もう少し公共の交通機関などを使ってお出かけするような範囲もあるでしょうし、地域というところをどのようにとらえて、何を育んでいったらいいのか、もしくは、誰がキーパーソンになってやっていくべきか、そのあたりを考えておりました。

　虐待の問題も含まれるとは思いますが、まちのなかで暮らしている障がい者・障がい児を持っているご家族というのは、とても孤立しているということを実感することがたくさんあります。

　先日といいますか、９月に台風がありましたが、私どもの施設は市にありますが、かなり停電がありました。後々に集まりがありまして伺いますと、電気がついているところもあって、私どもの施設も電気はついておりましたので、何不自由なく一日を過ごしたわけですが、真っ暗ななかで、誰とも連絡が取れず、情報ももらえず、この先どうしたらいいのかもわからず、辛い思いをしておうちにおられたという方がたくさんいて、この問題をどうしようかということを、校区の会議で話し合いをしたわけなのです。

　そんな中でも、やはり情報を、地域を育むという視点で考えたときに、情報をどういうふうにどの人に届けていくのか、もしくは、どこに聞けば何がわかるのかという情報を、かなり細かくやっていく必要があるのではないかという意見もありまして、この情報という視点での育むという意見の交換なども、今後するべきではないかと思っています。

　先ほど「地域の会議が」と言いましたが、市は、福祉施設が集まり協議会をつくっております。その分科会という意味合いで、校区協議会というか、校区会議というのを持っているのです。地域のなかのいろいろな人が集まって、いろいろな活動をしましょうということで、私どもの施設がある地域では、中学校の学生さん、ＰＴＡのお母さん、福祉委員の方も入ります、小中学校の校長先生・教頭先生も、そして、地域にある福祉施設、いろんな種別の福祉施設の職員も入ります。そんななかで、入所の施設もあれば、通所の施設もあり、まちのなかで暮らしている人たちが、みんな困らないためにはどうするかという話し合いをするわけです。

　中学生の提案で、まち全体でハロウィンをしようということで、施設の職員や利用者さんが、お菓子を持って待っているなか、子どもがやってくるというイベントを考えてみたりとか、今年は、災害についての検討をみんなでしてみようと、いろいろな障がいのある人、高齢者の方、その人たちが避難所まで行くのにどういうことが困るのか、そういったところを考えるとともに、困ったときの窓口をつくって、情報をどういうふうに流すのか、そんなところの検討会をしようというふうにしています。

　関係機関のなかでネットワークを組み、いろいろな検討をして、いろいろなことが決まっていくということについては活発化されていますが、本当に住んでいるところのまちをどうつくっていくかということについては、まだまだ住んでいるところに差があったりしますので、これも情報の一つになるかと思いますが、せっかく取り組んで成功している取り組みが、なかなか紹介されないというところがあると思います。一般でお住まいの方が、障がい関係の施設でどんなことをやっているのか、まちのなかでどんな位置付けなのか、やはり知らないことが多いと思います。この情報発信というようなところも、一つ課題ではないかと思います。

　それから、先ほど「障がい者の虐待防止のことも含めて」と言いましたが、一般的に情報で流れてくる虐待というのは、親御さんがかなり悪者として映っていることが多いと思います。確かに行動そのものはよくありませんが、親御さん自身が孤立していて、助けの声を出せなかった、それが幼少期からずっと続いている、その結果というようなケースが少なくないと思うのです。

　そういったところで、地域のなかで孤立している、もしくは、悩みを悩みとして伝えられない人たちのニーズを、誰がどんなふうに引き上げてくるかというところの部分がしっかりと決まっていないというのもあるかと思います。

　大変重篤なケースは、ケース会議として話し合われますが、ちょっと我慢できるぐらいのお困りだと、皆さんの協議にも上がってこないということがあります。それは、やはり相談を受ける相談支援事業が弱小だからと思うのです。人手もありませんし、きちんとそれをこなしていけるスキルを持った相談員も少ないです。

　相談支援事業の取り組みについても、意見として上がってくることが少なくて、何をしてくれる人かもよくわからないけれども、「とりあえず行きなさいと言われたから相談に来ました」というようなこともあります。この相談支援事業所の役割を少し考えてみるということは、地域を育むというところの役割を、大きく変えていく、担っていくために変わっていくのだと思います。

　それと、「理解を促進する」という文言が結構多いのです。「理解してもらう」、「理解していく」という言葉が大変多いと思います。この理解をどういうふうに進めていくかというところも、先ほどの情報と同じように、どう誰が発信していくのかというところを考えていく必要があるのと、私どもは、入所の施設も、相談支援事業も、在宅サービスも、一気に多機能でやっている施設ですので、両方の声を聞くのですが、親御さんが病院に行かないといけない、救急車を呼ばないといけない状況になったときに、障がいのある子どもさん、障がい者の方が、おうちで一人で残ってしまう、そんなところを誰が助けてくれるのかがわからなくて、手当たり次第に電話を掛けたのですが、「誰も助けてくれなかった」と言っていた保護者の方がおられました。

　それから、ご本人が救急車を呼ばないといけない、でも、ご家族そのものが要保護の対象である場合があったりします。いろいろなことを判断するための手助けを、今すぐほしいといったときに、誰に頼めばいいかわからないというようなこともあります。入所されている方も高齢になってきていますので、親亡き後、医療の同意、これは家族でないと駄目だというところを、後見人でもできるようになったらいいのにという話も出ています。

　本当にまちのなかで暮らしていくには、在宅でも、入所でも、すごく細かいことにみんなが戸惑っているのだなというのを実感していますので、このあたりが相談できる窓口、誰に相談したらいいのかということがよくわかる、そんなところもうまく育てていけたらいいなと思っています。

　最後に、重症心身障がい児の療育というのが、まだまだ少ないというお話が先ほどありました。本当にそうで、今は退院が早くなりました。昔は病院で長らくいた、入院していたお子さんも、在宅ということで、呼吸器を付けて在宅をしております。そちらのほうにもサービスということで訪問させていただくのですが、使えるサービスが大変少なくて困っておられますので、このすき間、地域で生活するあらゆる障がいのある人たちにサービスが届くように、特に重症心身障がいの方のサービスについては、今後、しっかりと考えていく必要があるのではないかと思っています。長くなりました。ありがとうございます。

○黒田部会長

ありがとうございました。では、お願いいたします。

○委員

以前は、「大阪自閉症協会」と言っていまして、今も日本自閉症協会の加盟団体になっております。ですので、昨年度で５０年を迎えまして、切れ目のない支援ということで、子どもから大人までを一生懸命全国で頑張ってさせていただいております。

　東京とかに行かせていただいたときに、大阪府は本当に障がい者の方が一人で交通機関を使ったり、いろいろ歩いていらっしゃるのを見かけるのですが、東京では、全くそういうのが、人が多いから、私が行っている場所が悪いのかどうかわかりませんが、なかなか見かけないところはあります。

　また、自閉症の子どもを連れて行くのですが、一緒に連れて行っても、そういった親子もなかなか見受けられないという状態が多いので、本当に大阪というのは、皆さん心が優しいのだなというのが、私は大阪育ちでずっと大阪なので分からなかったのですが、東京へ行かせてもらって、初めて大阪のよさを感じさせられたところです。

　地域ではいろいろとあると思うのですが、私みたいな障がいの子を持っている親でも、民生委員や児童委員をさせていただいている地域に住んでおりますので、障がい者の祭ということで、福祉をちょっとでも理解しようということでやっているのです。

　この頃、発達障がいというのは、大学生の方、それから、大人になってから発達障がいというのがわかって、そのときに親御さんがすごく落ち込んで、気持ちが沈んでしまい、また本人も沈んでしまったりいろいろありまして、協会に入ってくださっても、こちらからお手紙を出すときに、「協会の名前がわからないようにしてください」とか、いろいろ言われて、「いいんじゃないですか、わかっても」と言ったら、「いや。うちにこんな子がいると思われるのは嫌だから、絶対にわからないように配布してほしい」と言われますので、東京にも問い合わせたら、そういう人はこの頃多くなってきているので、案外とわからないようにしてくれというのが、知的を伴っていない精神手帳を持たれている自閉症の方とか、アスペルガーの方とか、そういう方が多いのだなということを感じます。

　また、親御さんも、そのことで苦しんでいて、なかなか居場所というのですか、閉じこもってしまっているという場合もありますので、やはり親が堂々としゃべるところがないということは、大人の方でもいろいろ必要なのだなというのがこの頃感じているところです。小さいお子様の方は、家族支援ということで、ペアレントメンターという事業で大阪府にもやっていただいているのですが、やはり親御さんの、大きくなってからわからなくなったところの親御さんも、やはり同じような、沈んでしまって、話すところがなくて、「共有するところはどこですか」と言われて、居場所づくりが必要だということで、協会も年に１回しかしていないのですが、そのときにお見えになってお話をしているというところが現状だと思います。

　ただ、これから地域にお願いをしなければならないというところでは、案外と過敏な面が、知的を伴っている、知的を伴っていなくても過敏な方が多いので、災害のときに、避難場所になかなか入れなかったりとか、また、入っても大声を出してしまったりとか、パニックが普通の障がいの方よりも大きいような感じを見受けられますので、やはり家のなかに閉じこもったり、避難後車の中で生活ということが多いのです。そのためには、「地域にこういう人がいらっしゃいますよ」ということがわかっていただけることが大事だと思います。

　今、地域見守り隊というものがありますが、それは、やはり障がいの重い方は、そのようにして地域が見守るということで名簿にも載っているのですが、案外と軽い障がいの方は、そういう名簿がこちらのほうにも届かないというのが、地域に届かないということで、そういうところで、支援をするときに、その場所に行かれてパニクってしまったら、「何でだろう」ということで、反対に変な目で見てしまうというところで、そういう方は過敏なので、「こんなところにいてはいけないんだ」ということでお帰りになられるような状況もあるのだと思います。だから、そういう点では、災害のときとか、火災とかいろいろなときに気をつけたいと思っているところです。

　それから、この障がいは、なかなか言葉が出にくいところで、コミュニケーションがなかなか難しいところもありますので、やはり警察にはいろいろとご迷惑を掛けているところもありまして、交通事故に遭っていても、「大丈夫？」と運転席から降りてこられたら、「大丈夫だ」と言って家に帰られて、それで親が、「これはどうしたの」と聞いたら、「車にぶつかった」と言っている場合もありまして、なかなかそういった交通の面のところでも、小さいときから、やはりそういった支援のあり方というのも大事なのかなということをこの頃感じられるところです。だから、いろいろな面でコミュニケーションのしかたというのも、障がいに対しては、先ほどもおっしゃったように、技術の面で、新しい方法で、ＩＣＴを使って何かできるのであれば、そういったことを使ったり、また、昔からやっているようにカードを使ってやってみたり、また、言葉が言えなかったら、録音して、ボタンを押したら出るようなものとか、いろいろと方法論はあると思いますが、やはりそういったところも練習をしてやっていただくことも大事なのかなと。しゃべれるのですが、いざ問題が起こったときには、何もしゃべれなくなるというのが現状ですので、その点では、何かコミュニケーションのところで出せるようなことがあると、上手にしゃべれるということで、社会にも自分から少しでも出て行けるような感じになるのではないかなと、それが地域との育んでいける中の第一歩ではないかなと思っています。

　いろいろとありますが、まだまだ障がいのご理解の点も少ないと思いますので、大阪府と一緒に世界啓発デーをやっております。ライトアップとか、講演会とか、そういったところで、より皆さんと地域で育むように、理解していただけるように努力させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○黒田部会長

ありがとうございます。では、お願いいたします。

○委員

この「地域を育む」の項目をつくったときには、相模原事件ですとか、ホームからの転落とか、寝屋川市の監禁事件などがいろいろ出てきまして、なぜ障がい者が命を落とさなければならないのか、あるいは生活を脅かされなければならないのかということが問題になりまして、部局連携でもっといろいろな課題、横つながりで、各課題ごとの検討だけではなしに、そういうふうに解決していかなければならない課題というのを挙げていこうということで、この項目をつくっていただいたのです。

　まず、この項目は、障がい者が命を落とすことなくとか、存在を脅かされることなく、安心して安全に暮らせる地域のどう基盤をつくっていくのか、地域基盤づくりをどう進めるのかというようなテーマでまとめていただけたらなと思っていまして、この辺が一番大事な部分かと、いろいろ重度化・高齢化とかありますので、大事な部分かなと、これからの大阪府の進むべき方向になってくるのではないかと思っておりますので、第５次計画の末尾ではなくて、これを先頭に持ってきていただきたいと考えております。

　それから、この間、やはり長期計画をつくるときはいつもそうなのですが、部局をまたがっての課題というのはなかなか前へ進まない。縦割り行政の弊害が強いと感じております。ここの第５次計画では、部局連携の仕組みとか、連携して対策を講じなければならないところは何なのかというのを、命を守るためにとか、「地域を育む」の項目で、ぜひ明記いただきたいと思っております。

　それで、まず、ここの項目で上げていただきたいことについては、一つは、重度化・高齢化への対応です。これは、今、どこの地域でも急速に進んでおりまして、今、ようやく国も、「８０５０問題」ということを掲げるようになりましたが、複合課題を抱えているケースの緊急対応が、どの相談支援事業でも急増しております。それで、今、地域生活支援拠点の面的整備をどうすすめるのかというのが喫緊の課題になっております。その具体化と並行して、国への働き掛けをしていかないといけない。それで、寝屋川市の監禁事件みたいなことが起こらないようにするためには、危ないケースというのは、まだまだ地域に埋もれていますので、掘り起こせば起こすほど、「８０５０」ケースは出てきます。既に各相談支援は１０件ずつぐらい抱えているのではないかと思われていますので、その掘り起こしをどのように進めるのか。

　高齢との連携、あるいは防災との連携、そういう掘り起こしをどうすすめるのかという課題とか、あるいは市などでは、「つながる場」ということで、全区で高齢とかいろいろな部局が集まって、ケースが出てきたら、緊急検討するというような仕組みをつくり始めております。そういうふうな連携して検討する仕組みをどうつくるのか。あるいは緊急ケースでは、その日から、すぐにどこかで支援しなければならないというような問題が結構出てきています。緊急の受け皿をどう増やすのか、緊急の受入加算とかも含めて、その方策を検討していかなければならない。

　何よりも、地域拠点で求められるのは、重度障がい者を受け入れられるグループホームをどう増やすのかというのが一番求められています。ショートにつなぐだけではなくて、「８０５０問題」、家に帰れないケースも多いので、それを受け皿として、生活をつくっていく場としてグループホームをどう増やすのかというのが必要で、重度障がい者を受け入れられるグループホームの増設プランが必要ではないかと思っています。特に行動障がいの人ですとか、重心障がい、あるいは高次脳の受け皿となるグループホームをどう増やすのかということで、それを支えるためのスーパーバイズですとか、人材育成の仕組みもどうしていくのかというのが課題になってきます。

　国のほうは、重度化・高齢化対応で、昨年から、「日中サービス支援型グループホーム」というのをつくりましたが、２０人の大規模化など、特に重心とか行動障がいでは考えられなくて、失敗作になってきているかと思います。そうではなくて、小規模な形で重度障がい者を受け入れ、一対一に近い形で手厚い支援を組めるようにしていくというような方策、大規模化を防止していくというようなことを、これから真剣に、大阪府でもまた更に考えていただきたいなという点です。

　それから、そういうグループホームを増やすことで、この間、なかなか進んでいない地域移行をどう進めていくのかということも課題になっています。今でも何十年もの長期入所がそのままになっています。精神のほうは、退院促進の事業ができまして、進み始めたりしていますので、それと同じような仕組みを施設に対しても検討していく、施設訪問のアプローチ、地域生活の体系をどうしていくのかということです。

　それから、地域拠点とか、地域移行でもそうなのですが、入り口になる担い手は相談支援事業になるのですが、先ほどもおっしゃっていましたように、相談支援員が一人しかいない事業所が半数以上、一人で何十件も抱えている。昨年調査していただきましたが、１年で３０箇所の指定相談支援事業が廃業しています。やはりそれぐらいバーンアウトされる環境になっているというようなことを重くとらえて、このままでは地域支援が成り立たなくなる、相談支援機能が崩壊してしまうということにもなりかねませんので、そこをどう支え、増やしていくのかというようなことも喫緊の課題になっていると思います。

　それから、この間の高齢化・重度化の対応では、いろいろな介護が新たに必要になったり、今までできてきたことができなくなったり、それに伴って介護内容ですとか、支給量、それを柔軟に考えていくことが必要になっている、あるいは通院・入院の対応、医療との連携なども課題になっております。

　また、この間、特に問題になっているのは、介護保険との併用の問題が結構あちこちでトラブルが起こっていまして、市によっては、区分６の人であっても、要介護５でないと、障がい者福祉サービスは一切使わせないという市が、ゆうに大阪府内にいくつかあります。区分６であっても、要介護は１や２であったりする場合もあるのです。その人たちは、介護保険ではサービスはとても足りないのに、障がい福祉サービスは一切禁止というような事態があるということがわかってきました。

　それから、介護保険のほうはかなり厳しくて、「買い物に行くなら何を買いに行くか教えてほしい」とか言われたり、「この介護の使い方は駄目です」というのは徹底されています。それなら、障がい者が介護保険のサービスを使い始めたら、「あれは駄目、これは駄目、障がい福祉は何でそんなに生ぬるくやっているのだ」みたいなことが、障がい者自身にぶつけられたりしてトラブルになっています。ぜひ介護保険の側に、障がい福祉サービスで大事にしてきた理念、考え方、本人中心のサービスというのをわかってもらえるように対応していただくことも必要です。

　少し長くなりますが、差別解消についてもここで取り上げていただいているのですが、まだまだあちこちで差別的な対応が続いております。それで、啓発活動をもっと積極的に進めていこうということで、市では、電動車いすのパンフレットをつくったりとかしてきているのですが、やはり大概の事例は、「それぐらいの対応でいいのか、合理的配慮は」ということで、簡単に解決するのですが、やはり悪質な場合でしたら、「何でそんなのをしなければならないんだ」ということで、一向に拒否されるような場合もあります。

　そういうことを防いでいくためには、やはり合理的配慮の義務化というのを、今年の条例改定でぜひ検討いただきたいですし、部局がまたがる課題については、特に防災とかも含めて、条例の改定のなかに盛り込んでいただけないかなと思っております。

　それから、住宅の入居差別が結構ひどくて、何十件回らなければならないというのが当たり前になっていまして、今現在、保証会社、宅建業者が絡んで、結構生活保護の受給理由を聞いて、障がいがある、何の障がいですかを聞いていくパターンが増えているように思います。それで、大概精神とか知的障がいだと言ったら却下されるというようなことが広がっているように感じております。

　それから、また、マンションに１５年住んでこられたグループホームが、追い出されるという裁判が大阪市内で発生して、今もまだ係争中なのですが、そういうふうな差別ですとか、地域住民の露骨な反対運動があって、断念するという事態が相次いでおります。そういうふうな差別に対して、住宅部局と障がい部局が連携して、差別防止の取り組み・啓発などをどう進めるかというようなことも必要です。

　それから、強制不妊手術の救済法ができて、この前、仙台地裁の判決がありましたが、優生思想に基づく、あってはならない差別的な人権侵害ですので、この件については、相模原のときと同じように、大阪府としての見解をぜひ記載いただきたいなと思っています。また、今後の対策として、被害者の掘り起こしとか、周知・救済をどう進めるのかということが、前の計画には書かれていませんので、入れていただきたい。

　最後に、防災についてなのですが、去年の台風や地震、かなり大変な目に遭われた人も多かったです。マンションでも停電になったら、ポンプなので水が使えない、そこで住めないという人が結構大勢出てきて、事業所で過ごしてもらったりもしたのですが、やはりこれからも大雨とか、洪水、河川氾濫はあり得ますし、そうしたら、今の体育館とかの避難所はどこも水没すると言われています。もっと上階に逃げられるような避難所をきちんと確保しておくとかというような対策は必要です。

　別府市とか、兵庫県では、福祉と防災が連携して事業を検討する枠組みができてきています。やはり防災のほうは、障がい福祉の仕組みとか、事業とか全然ご存じない。それで、福祉のほうは、防災は危機管理がやることだからということで、そちらに任せている。それで、これは縦割りになっていたら、全く災害時に機能しないというのが、大規模災害のときにも明らかになっています。

　平常時から福祉と防災が連携して、どのような対策を打つのかということをしっかりと考えていかなければならないと思いますので、そういう課題について、「命を守る、生活を脅かされないようにする」ということで表していただいて、部局間が連携して、具体的な対策を講じていくのだということを記していただきたいなと考えておりますので、よろしくお願いします。

○黒田部会長

ありがとうございます。では、お願いいたします。

○委員

開業しています泌尿器科医です。泌尿器科医ですから、障がい者の方の尿路管理を何十年もやってきているのですが、十数年前から、市医師会で、医療と介護の連携を進めるといういろいろな仕事をしてきて、３年前に大阪府医師会にまいりまして、それプラス、災害担当であるとか、諸々いろいろなことを担当するなかで、また障がいのほうも担当するということになってまいりました。

　もちろん普段は健康な方を診ているのがほとんどというか、９割以上がそういう方、健康で元気に歩いて来られる方を診ているわけですが、そういう人たちの幸せな人生をきちんと送るためにも、地域共生社会というか、生きがいを持って生きるためには、充実した地域をつくることしかないなというのがだいぶ前から思っていることです。障がいの方にとっても同様のことだと私は思っております。

　今日は、いろいろ教えていただきまして、目から鱗であったり、痛いところをたくさん突かれまして、宿題を沢山ちょうだいしたような感じであります。今のところ、ケアマネ協会や、訪問看護ステーション協会ともかかわりがありますので、いろいろな部局で、今日のようなお話を流しながら、解決を、いろいろなことを考えていきたいと思います。

　ただ、経済の先行きが非常に不安定であるとか、ＡＩが出てきたら雇用はどうなるのだとかという話、あるいは少子高齢化、本当の少子化、教育の問題、いろいろあるなかで、いろいろなことを言っても、解のない多項方程式を解くような感じで非常に苦労するのですが、地道にやれることをしっかりやっていくということ以外に解決の方法はないというのが、この１０年以上で学んだことでもありますので、今後も頑張ってやらせていただきたいと思っております。以上です。

○黒田部会長

ありがとうございます。では、続けてお願いいたします。

○委員

初めて参加させていただきます。中小企業家同友会というのは、全国にありまして、設立されて今年で５０年の団体になります。この中小企業家同友会、中小企業家の集まりなのですが、なぜ「障害者部」という部があるのかなのですが、これは、全国の経営者団体のなかで、唯一同友会のなかにございます。

　なぜあるかというと、中小企業というのが、元々社会的弱者という立場で置かれた戦後ですね、この不公平な制度に反旗を翻した中小企業家の方々がつくった団体で、社会的弱者と位置づけられたわれわれの立場から見て、障がい者という、障がい者だけではないのですが、社会的弱者の人に目を向けるのは当然だということで、この部が出来上がったというふうに聞いております。

　今、大阪府の障害者部で、メンバーはだいたい４０人ぐらいいます。何をやっているかということですが、一つは、障がい者雇用の意識調査アンケートを毎年やっております。「障がい者を雇用したことがありますか、障がい者を雇用する予定はありますか」とか、今年は大学の先生も交えて意識調査を、更に詳しいものを調べようということをやっております。

　それと、もう一つは、支援学校等の訪問と、雇用されている企業の訪問です。これはなぜやるのかということですが、私たちが目指しているのは、障害者部がなくなることなのです。当然のように、一般企業の社長さんたちは、「障がい者雇用は難しい」というところから始まります。なので、障がい者をテーマにした例会とかをやると、グループ討論のときに、「障がい者雇用はどうですか」と言うと、「うちは無理です」という人が大半です。

　実は、僕も初めはそうだったのです。うちは電気工事屋なので、障がい者の雇用は無理ですと言っていたのですが、知っていくと、雇用できるのではないかというふうに変わっていくのです。本当のバリアフリーというのは、そこにあるのではないかと、心の部分のバリアフリーです。

　それで、知るということをしてもらうために、学校見学に行ったり、こんなことができるのかとか、こんな職業訓練をしているのかとか、実際に雇用されている企業で生き生きと働いている障がい者の方がいたり、実は、一般の人よりもスキルが高い障がい者がいたり、みんな目から鱗なのです。それで、その後、障がい者雇用を考えてみようという人が増えてきたりしています。

　それと、もう一つは、「障がい者支援マップ」というのを同友会でやっておりまして、これは、グーグルマップのなかに、障がい者の就労体験であるとか、雇用の受け入れをしますと手を挙げてくれた方が、大阪府の同友会のなかで約７０社、今は１００社を目指してやっていますが、それがグーグルマップを見ればわかるというような状態にしていっています。ただ、まだ実際に機能するところまではいっていないのですが、また皆さんにお伝えできたらいいなと思っています。

　もう一つは、先ほどからお話が出ていますように、障がい者だけの問題ではなくて、社会的弱者ととらえたときに入ってくるのが、引きこもりであるとか、あと、もう一つ僕らが行っているのは児童養護施設です。児童養護施設の訪問も２年前から始めました。これは、やはり児童養護施設に預けられている子は、何かの理由で親御さんと一緒に住めない子どもたちです。調べてみると、やはり６割り強が何かの障がいを持っている子が、目に見えない障がいですので、親御さんが理解されずに虐待し続けたというようなケースが非常に多いらしいです。まだ詳細はあまり教えてくれないのですが、そこに定期訪問して、１８歳になるまでに彼らが接する大人は、学校の先生と、職員さんだけなのです。なので、近所のおっちゃん・おばちゃんを目指して、まだ一つの施設だけなのですが、月１回の訪問をしております。これを、また大阪府下に場所を増やしていきたいと思っています。こんな活動をしている私たちの部でありますので、この会に入って、いろいろなその辺の連携が取れたらいいなと思っております。よろしくお願いします。

○黒田部会長

ありがとうございます。では、お願いいたします。

○委員

よろしくお願いいたします。まだ理事長になって１年もなりませんので、障がい者施策につきましては、本当に勉強不足で、今日は聞き慣れないお言葉がたくさん耳に入ってきて、まだまだ勉強しないと駄目だなということを、つくづく痛感しているところでございます。

　２０１４年５月２３日に難病法が成立されました。それを機に、５月２３日を、「難病の日」と登録申請されましたので、皆さま方にお伝えしておきたいと思っております。５月２３日が難病の日でございます。先日、土曜日・日曜日に、大学で祭が行われましたが、そこに私ども難病連も参加いたしまして、難病の啓発と、「難病の日」の啓発で、パネル展示をしたり、模擬店ではフランクフルトを焼いて、一般の人に振る舞ったというイベントを行ってきました。それで、成功を収めて、放心状態のなかで、こういう会議に参加させていただいて、これから勉強しなければいけないのですが、障害者総合支援法というのができました。そのときに聞きましたのは、難病患者も障がい者と同じように福祉が受けられる、サービスが受けられるということだけを聞いていたのです。それで、日にちが経つと、難病患者は、障害者総合支援法に含まれるのだろうかという疑問がすごく湧いてきて、それで、今日は二つだけ訴えてこいという命令をいただいていますのでお聞き願いたいと思います。

　まず、駐車場の問題です。障害者手帳があれば駐車を許可しますけれども、手帳がなければ無理ですということが、一般の公共の建物の駐車場、そういったところで断られるケースが非常に多いのです。それで、市のうちの会員さんで、二人とも難病患者なのです。ご主人が酸素ボンベを持って運転されているのですが、手帳がないだけに、駐車場に止められないということで、この３月の交流会のときに聞きまして、市のほうに直接直談判に行ったそうなのです。

　ところが、「うちはそういう難病患者の駐車は許可していません」という内容だったので、私は、すぐに大阪府が出しておられる駐車場の許可証の申請書を送りまして、返送料の１２０円の切手を入れて、これを書いて大阪府のほうに申し込んだらどうということで、申し込みを教えてあげました。そうしたら、３週間ぐらい経ってから、許可が下りて、「難病者でも許可証をもらえました」という喜びの電話をいただいたのです。

　難病患者はほとんどの人が手帳を持っておりません。だから、駐車場も困難なのです。私も難病で、２３年間も闘病生活を送っております。本当に体調の悪いときは、ここに停めてほしいなと思うのですが、駐車場がいっぱいのときは遠くから歩かなければならない。そういった状態で、これは各市町村バラバラだとも聞いておりますが、大阪府のほうが、指定難病であれば受給者証だけで駐車できるとか、駐車場のほうをぜひ対策をしていただきたいなと思っております。

　それと、就労の問題です。大阪府のほうでは、障がい者の就労は採用枠があるということですが、「難病患者は一般の募集で応募してください」ということで、難病患者というのは、世間では一歩下がって生活していると感じます。私もそうなのですが、なかなか難病ですということを表に出せない。そういうなかで、黙って就職をしまして、そして、会社内で発病して、バタンと倒れるとか、そういった状態で、「あなたは難病である。じゃ、辞めてください」というケースが非常に多いのです。そういうことでは、就労問題も、ぜひ大阪府のほうで、しっかりと企業なり、大阪府なりやっていただきたいと思っております。長くなりますので、これくらいで、ぜひご検討のほう、よろしくお願いいたします。

○黒田部会長

ありがとうございました。これで全ての方のご意見を伺いましたが、何か事務局のほうで、今の段階で何か答えておきたいこととかありますか。特にないですか。大丈夫ですか。いただいたご意見を事務局のほうで整理していただいて、次回のときに議論できるようにまとめておきたいと思います。

　後５分ほどありますが、今の計画の「地域を育む」施策というところの部分に関しましては、当事者の方の視点で六つの生活場面を切り取って、計画を立てている形になっていまして、そのなかに入りにくいようなこと、または、横断的なことが、「地域を育む」というところに実は入っている部分があるのです。

　それで、今、ご意見いただいたなかで、覆おうにもまだ既に漏れている部分があったりとか、追加で計画に含んでおいたほうがいいというご意見をいただきましたが、一周しまして、やはりもう一言何か言っておきたいこと、現段階でということがありましたら、ご意見を伺いたいと思いますし、また、帰られてから気づかれたことがありましたら、事務局のほうにおっしゃっていただいてもいいのですが、今の段階で、皆さんと情報共有しておきたいことがありましたら、ご意見をいただきたいと思います。では、委員お願いいたします。

○委員

計画全体の構成なのですが、「具体的な取り組みと目標」という細かい表の部分がありますよね。これは、皆さん、全部読んでおられる人はいないのではないかと思われるのです。

　それで、少し簡素化する部分を簡素化したり、本文のほうを持ってきたりして、もう少し見やすいものにされてもいいのではないかなと。作業も、大阪府の方は大変でしょうから、減らすところは減らしてもいいのではないかなと思っていますが、いかがでしょう。

○黒田部会長

事務局で答えますか。はい。

○事務局

　障がい福祉企画課長でございます。先程来、委員の皆さま方からさまざまな意見をいただきまして、「地域を育む」という視点についてのご意見をいただいたところでございます。先ほど委員からも、計画の構成についてということで、「具体的な取り組みと目標」が詳細に書いてあるということなのですが、この計画の構成、「地域を育む」という中身、「地域」という定義がどうなのかとか、六つの生活場面で整理しているなかで、横断的な取り組み、これまで施策でカバーしきれなかったところをどうカバーしていくか、こういった視点での意見のなかで、実際この計画で位置づける具体的な取り組みとか目標とか、こういう細かい構成の部分もいろいろご意見をいただいて、最終的にこの計画検討部会のなかの「意見具申（案）」としてまとめていただけたらと考えていますので、後、今年度もたくさんの会議を予定していますので、そのなかでいろいろご意見をいただければと考えています。

○黒田部会長

ありがとうございます。計画自体は、支援する側の方も、当事者の方もご覧になるとは思うのですが、実は、大阪府下各市町村でも同じように計画をつくる際には、市町村の職員の方もかなりこれを参考にしてつくっている部分もあって、その細かい部分は、多分そういう方々にとってみたら、実は、参考になっている部分がかなりあるのかなと思っていまして、見やすいというか、簡単になった版と、非常に詳細な情報がほしい方版みたいなのがあってもいいのかなというのは少し思いましたが、確かにこれを読んでいくなかで、細かい部分については読みにくい部分もあるかと思いますので、今後進めていくなかで検討していけたらなと思っています。

　よろしいですか。

　そうしたら、今日いただきましたご意見をもとにして、また次回につなげていきたいと思います。取りあえず事務局にマイクをお返ししたいと思います。ありがとうございます。

○事務局

　黒田部会長、委員の皆さま、ありがとうございました。なお、第２回の計画策定検討部会につきましては、７月末で日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

　以上をもちまして、「第１回第５次大阪府障がい者計画策定検討部会」を閉会いたします。ありがとうございました。

（終了）